

建設Gメンの取り組み概要

- ◆ 国土交通省の建設業所管部局の職員である建設Gメン（令和7年度現在：148名）は、下請取引等実態調査などの書面調査や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等を活用し、請負契約における労務費の見積額や価格交渉の状況など、建設業法第40条の4に基づき建設工事の請負契約に係る取引実態を調査。
- ◆ 建設Gメンは、取引の適正化を通じた技能労働者等の処遇改善を目的とし、調査結果を踏まえ、不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有を図るなどの取り組みを推進。

端緒情報

○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年約3万の建設業者を対象にした書面調査

○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された建設業法違反の疑いに関する通報を受け付ける窓口

※ 建設Gメンはこれらの情報源より、注文者と受注者の建設工事の取引における建設業法違反疑義を端緒情報として活用



主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 受注者が材料費や労務費などの建設工事に必要な経費について内訳を明示した見積書を作成しているか
- ・ 受注者が自ら低い労務費による不適正な見積提出をしていないか
- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 「労務費に関する基準」を踏まえた労務費となっていることについて、注文者及び受注者の双方において確認されているか など

○ 工期／下請代金

- ・ 「工期に関する基準」を踏まえ、注文者及び受注者の双方が休日の確保や時間外労働を考慮して工期設定を行っているか
- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知しているか
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか など

不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有

取引の適正化を通じて、技能労働者の処遇改善を図る